

一宮町選挙管理委員会告示第十六号

選挙人名簿登録者の決定について

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により、別紙のとおり選挙人名簿に登録した。

令和七年七月二日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏

夫



選挙時登録

基準日 令和7年7月2日

登録日 令和7年7月2日

第1投票区		自治区	男	女	計	備	考	第3投票区		自治区	男	女	計	備	考
第1投票区		1区	141	135	276			第3投票区		11区	260	247	507		
		2区	55	53	108					12区	104	115	219		
		3区	90	102	192					13区	81	93	174		
		4区	66	90	156					14区	68	69	137		
		5区	19	33	52					15区	228	263	491		
		6区	61	77	138					16区	332	328	660		
		7区-1	34	55	89					船頭給	290	343	633		
		7区-2	81	89	170					新地	106	125	231		
		宮原	284	323	607					海岸	322	319	641		
										新浜	125	107	232		
第2投票区								第4投票区		17区-1	215	237	452		
										17区-2	240	247	487		
		第1計	831	957	1,788					第3計	2,371	2,493	4,864		
		網田	113	128	241					8区-1	97	108	205		
		釣	141	137	278					8区-2	138	137	275		
		枇杷畑	97	96	193					9区-1	180	228	408		
		権現前	79	78	157					9区-2	111	105	216		
		大村	123	127	250					10区	183	184	367		
		岩切	63	55	118										
		矢畑	40	31	71										
第2投票区		稲荷塚	40	41	81			第4投票区							
		原	84	82	166										
		新熊	146	131	277										
		新浜	201	181	382										
		第2計	1,127	1,087	2,214					第4計	709	762	1,471		

	男	女	計
合計	5,038	5,299	10,337

一宮町選挙管理委員会告示第十七号

直接請求に必要な数について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項（条例の制定又は改廃の請求）及び第七十五条第一項（監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第一項（合併協議会設置の請求）及び第五条第一項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、地方自治法第七十六条第一項（議会の解散の請求）、第八条第一項（議員の解職の請求）、第八十一条第一項（長の解職の請求）及び第八十六条第一項（副町長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第四条第十一項（合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）及び第五条第十五項（同一請求に基づく合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の六分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

令和七年七月二日

一宮町選挙管理委員会委員長

河 野

敏

未



一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項並びに市町村の合併の特例に関する法律第四条第一項及び第五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二〇七人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三、四四六人

三 市町村の合併の特例に関する法律第四条第十一項及び第五条第十五項の規定による総数の六分の一の数

一、七二三人

一宮町選挙管理委員会告示第十八号

期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任した。

令和七年七月二日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏夫



場所				区分	住所	氏名	職務を行うべき日
一宮町 中央公民館 大会議室				投票管理者	一宮町一宮	河野敏夫	七月四日
				職務代理者	一宮町宮原	石野定雄	
				投票管理者	一宮町宮原	石野定雄	七月五日
				職務代理者	一宮町一宮	河野敏夫	

一宮町 中央公民館 大会議室														場 所
職務代理者	投票管理者	職務代理者	投票管理者	職務代理者	投票管理者	職務代理者	投票管理者	職務代理者	投票管理者	職務代理者	投票管理者	職務代理者	投票管理者	区 分
一宮町一宮	一宮町宮原	一宮町一宮	一宮町東浪見	一宮町一宮	一宮町宮原	一宮町東浪見	一宮町一宮	一宮町宮原	一宮町一宮	一宮町宮原	一宮町一宮	一宮町東浪見	一宮町一宮	住 所
河野敏夫	石野定雄	御園生博	石野隆	河野敏夫	石野定雄	石野隆	御園生博	石野定雄	河野敏夫	石野定雄	河野敏夫	石野隆	御園生博	氏 名
七月十九日		七月十八日		七月十七日		七月十六日		七月十五日		七月十四日		七月十三日		職務を行うべき日

一宮町選挙管理委員会告示第十九号

期日前投票所の投票立会人の選任について

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票立会人を次のとおり選任した。

令和七年七月二日

一宮町選挙管理委員会委員長 河野 敏夫



場 所		区 分		住 所		氏 名		立会を行うべき日	
一宮町 中央公民館 大会議室		期日前投票立会人		一宮町東浪見	小 関 洋 子	田 中 幸 子	井 前 菜 美	七月四日	
				一宮町一宮					
				一宮町新地					
				一宮町船頭給					
						柳 澤 勉		七月五日	

中央公民館 一宮町 大会議室 場所													区 分
期日前投票立会人 住所													氏 名
一宮町一宮	一宮町東浪見	一宮町東浪見	一宮町一宮	一宮町一宮	一宮町一宮	一宮町一宮	一宮町一宮	一宮町東浪見	一宮町白山	一宮町一宮	一宮町白山	一宮町一宮	一宮町船頭給
大場正幸	北原明佳	長谷川博善	河野裕子	棟方昇四郎	田中幸子	潮田るり子	片岡智子	河野利男	大浦由佳	田中幸子	松岡久美子	大場正幸	中村美佐子
七月十二日	七月十一日		七月十日		七月九日		七月八日		七月七日		七月六日		立会を行うべき日

中央公民館 一宮町 大会議室													場 所
期日前投票立会人													区 分
住 所													氏 名
一宮町一宮	一宮町東浪見	一宮町一宮	一宮町一宮	一宮町一宮	一宮町東浪見	一宮町東浪見	一宮町東浪見	一宮町一宮	一宮町一宮	一宮町東浪見	一宮町一宮	一宮町一宮	
棟方昇四郎	長尾倫代	大場正幸	海老沼泉	牧野一彌	小関洋子	川崎伸和	勝又日出子	野口吉信	潮田るり子	河野利男	河野裕子	白井とく子	杉山佳代子
七月十九日	七月十八日		七月十七日		七月十六日		七月十五日		七月十四日		七月十三日		立会を行うべき日

一宮町選挙管理委員会告示第二十号

投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任した。

令和七年七月二日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏夫



投票区名		区分		住所		氏名
第一投票区	投票管理者	一宮町宮原				石野 定雄
	職務代理者	一宮町東浪見				鶴岡 裕平
第二投票区	投票管理者	一宮町東浪見				石野 隆
	職務代理者	一宮町一宮				金澤 卓
第三投票区	投票管理者	一宮町一宮				御園生 博
	職務代理者	一宮町一宮				河内 俊
第四投票区	投票管理者	一宮町一宮				河野 敏夫
	職務代理者	一宮町新地甲				小高 春代

一宮町選挙管理委員会告示第二十一号

投票所の投票立会人の選任について

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票立会人を次のとおり選任した。

令和七年七月二日

一宮町選挙管理委員会委員長 河野 敏



投票区名		氏 名		住 所		生 年 月 日		党 派
第一投票区	河野	裕子	一宮町一宮					無所属
	田口	由理子	一宮町田町					無所属
第二投票区	松岡	久美子	一宮町白山					無所属
	齋藤	貴行	一宮町一宮					無所属
第三投票区	白井	とく子	一宮町一宮					無所属
	川田	しのぶ	一宮町一宮					無所属
第四投票区	大嶋	比呂子	一宮町一宮					無所属
	菊地	ひかり	一宮町一宮					無所属

一宮町選挙管理委員会告示第二十二号

選挙人名簿からの期日前抹消について

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十八条第二号の規定により、次の者を選挙人名簿から抹消した。

令和七年七月二日

一宮町選挙管理委員会委員長 河野 敏夫



まつ消年月日	住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考
令和七年七月三日	一宮町一宮	八木橋 悟		
令和七年七月四日	一宮町東浪見	鵜澤 里桜		
令和七年七月七日	一宮町東浪見	宗政 俊希		
令和七年七月八日	一宮町一宮	鴨志田 瑠菜		

まつ消年月日	住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考
令和七年七月十一日	一宮町船頭給	小林 孝輝		
〃	一宮町一宮	小高 健昭		
令和七年七月十三日	一宮町東浪見	渡邊 愛也		
〃	一宮町一宮	荒木カリナ		
令和七年七月十六日	一宮町東浪見	相 直樹		
令和七年七月十七日	一宮町一宮	小林 颯太		
令和七年七月十八日	一宮町東浪見	田中 笙太		
〃	一宮町一宮	高橋 若菜		
〃	一宮町新地	藤川 優奈		
〃	一宮町一宮	八木橋 美優		
〃	一宮町一宮	川島 悠莉		
〃	一宮町一宮	高原 翔真		